右の者に対する現住建造物放火被告事件(昭和四三年(あ)第七二四号)について、昭和四三年七月一九日当裁判所がした上告棄却の決定に対し、申立人から、別紙のとおり異議(標題は即時抗告)の申立があつたが、右申立は理由がないので、刑訴法四一四条、三八六条二項、三八五条二項、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件申立を棄却する。

昭和四三年八月二七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	飯	村	義	美
裁判官	田	中	=	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	松	本	ΤĒ	雄